

協議第 2 0 号

西松浦地区合併協議会小委員会規程の改正について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

## 西松浦地区合併協議会小委員会規程

### (趣旨)

第1条 西松浦地区合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第2項の規定に基づき、西松浦地区合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項等)

第2条 小委員会は、西松浦地区合併協議会(以下「協議会」という。)から付託された事項について調査又は審議をする。

2 規約第10条第1項の規程より設置する小委員会の名称、委員の定数及び所掌事務は別表のとおりとする。

### (委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員のうちから選任する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選による。

3 委員長は、会務を掌理し、小委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 会議は、小委員会の委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

### (関係者等の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

### (報告)

第7条 委員長は、小委員会の調査又は審議の経過及び結果について、協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年11月15日から施行する

附則

この規程は、平成16年11月22日から施行する

別表(第2条関係)

名 称	委員の定数	所 掌 事 務
議会の議員の定数及び任期 検討小委員会	12人	新町の議会の議員の定数及び任期の 検討に関すること。
新町建設計画 策定小委員会	14人	新町建設計画の策定に関すること。

協議第 2 1 号

「合併の期日」について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

合併の期日
合併の期日は、平成 1 8 年 3 月 1 日とする。

平成 1 6 年 1 0 月 4 日 第 2 回任協 確認内容

合併の期日
「市町村の合併の特例に関する法律」の経過措置の期限内を目標とする。

協議第 2 2 号

「地方税の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

地方税の取扱い

- 1 法人町民税は、新町における健全財政の確保から、有田町の例による。ただし、合併する年度及びこれに続く 3 年度間で段階的に調整する。
- 2 都市計画税は、合併までに調整する。
- 3 納税貯蓄組合は、合併後速やかに調整する。
- 4 前納報奨金制度は、有田町の例による。
- 5 その他 2 町で差異のない税制については、現行のとおりとし、納期については合併までに調整する。

協議第 2 3 号

「財産の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

財産の取扱い

2 町の合併に当たっては、基本的に全ての財産を新町に引き継ぐものとする。

ただし、それぞれの地方債残高（合併前からの継続事業分を含む）については、両町民間で共有できる施設整備等で生じたものを除いた残高について、合併後おおむね 1 0 年以内に当該旧町の標準財政規模に占める割合で平準化を図ることとし、新町建設計画等に反映させるものとする。

また、基金の中で財政調整基金及び減債基金については、新町の財政運営の配慮から、標準財政規模の最低 5 % を合併時に持ち寄るものとする。

その他の基金については、一元化できる基金は新町において速やかに調整・統一し、それ以外の基金については「地域限定基金」とする。

平成 1 6 年 1 0 月 4 日 第 2 回任協 修正確認

協議第 2 4 号

「町名・字名の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

町名・字名の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 字の名称及び区域は、現行のとおりとする。</li><li>2 有田町の中中部、西部及び西有田町における住居表示の実施については、新町において検討する。</li></ol>

協議第 25 号

「介護保険制度の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 22 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

介護保険制度の取扱い
------------

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 保険料は、平成 17 年度に策定する第 3 期介護保険事業計画（H18～20）年度中は、各保険者（各町）の保険料のままとし、第 4 期介護保険事業計画（H21～23）において、統一した保険料とする。</li><li>2 納期は、西有田町の例による。</li></ol> |
|--|

平成 16 年 10 月 8 日 第 3 回任協 確認



協議第 26 号

「農林事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 22 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

農林事業の取扱い

- 1 水田農業構造改革対策事業は、これまでの 2 町の取組みを基本に、国の動向を踏まえ、合併後速やかに調整する。
- 2 農業生産組織育成事業は、西有田町の事業施策を基本に、合併後速やかに調整する。
- 3 有害鳥獣対策事業は、合併までに調整し、新町において定める。
- 4 農業振興地域は、現行のとおりとし、新町において策定する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- 5 中山間地域等直接支払制度の次期制度は、国の動向を踏まえ、合併までに調整する。
- 6 農事無線は、現行のとおりとする。
- 7 農道及び農業用排水施設整備事業補助金は、西有田町の例を基本に、合併までに調整し、新町において定める。
- 8 土地改良事業分担金、県営土地改良事業負担金及び林業事業分担金は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定める。
- 9 森林を守る交付金事業は、現行のとおりとする。

協議第 27 号

「生涯学習・スポーツ事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 22 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

生涯学習・スポーツ事業の取扱い

- 1 公民館の対象区域は、現行のとおりとする。
- 2 2町の町指定文化財は、新町の指定文化財とする。
- 3 生涯学習イベント・講座は、合併後速やかに調整する。
- 4 2町の図書室の管理運営は、合併後速やかに調整する。
- 5 移動図書館事業は、全域で実施できるよう、合併後速やかに調整する。
- 6 スポーツ行事は、合併後速やかに調整する。
- 7 競技スポーツ全国大会等出場費補助金は合併後速やかに調整する。
- 8 青少年国外研修事業は、合併後速やかに調整する。

平成 16 年 10 月 19 日 第 4 回任協 確認 上記一部追加

生涯学習・スポーツ事業の取扱い

- 1 公民館の対象区域は、現行のとおりとする。
- 2 2町の町指定文化財は、新町の指定文化財とする。
- 3 生涯学習イベント・講座は、合併後速やかに調整する。
- 4 2町の図書室の管理運営は、合併後速やかに調整する。
- 5 移動図書館事業は、全域で実施できるよう、合併後速やかに調整する。
- 6 スポーツ行事は、合併後速やかに調整する。

協議第 28 号

「新町建設計画」について、次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 22 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

新町建設計画
新町建設計画については、小委員会にこれを付託する。